様式第４（第４条第２項関係）（平31防省令１・令元防省令４・令３防省令１・一部改正）

認定書

番　　号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第９条第１項の規定に基づき、下記１の者は、下記２の機関と共同して行う下記１の研究に必要な下記３の施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年　　月　　日

防衛大臣

記

１　研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
２　１の者と共同して研究を行う研究所等
３　研究所等の敷地内に整備する施設の概要
４　３の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供することを条件とすること。

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　上記３の「研究所等」については、その機関名を記すこと。